

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 アクセサリ*及び露出形取付アクセサリ*のボックスは、通常の使用時にその性能が信頼でき、危険を許容できるレベルに引き下げることによって、安全性を達成するように設計し、組み立てなければならない。	* “アクセサリ” は、プラグ及びコンセントを含む
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 6 6.2 箇条 9 9.1 9.2 9.3 箇条 11	箇条 6 定格 6.2 延長コードセットの場合、可搬形コンセントの定格電流はプラグの定格電流以下であり、かつ、定格電圧はプラグの定格電圧以上でなくてはならない。 箇条 9 寸法検査 9.1 アクセサリ及び露出形取付ボックスは、プラグ及びコンセントシステム用の適切なスタンダードシート及び対応するゲージがあれば、それらを満足しなければならない。 9.2 与えられたシステムの範囲内で、プラグが次のものとかん合できてはならない。 －より高い定格電圧又はより小さい定格電流のコンセント －異なる数の充電極をもつコンセント 9.3 クラス II 機器専用を除き、250 V 定格のアクセサリは、接地極付きでなければならない。 箇条 11 接地接続の手段	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				11.4	11.4 IPX0 よりも高い IP コードで、絶縁材料の外郭付きで、二つ以上のケーブル挿入口をもつコンセントは、接地回路の連続性のために“入”及び“出”の接地線を接続する内部固定接地端子、又は浮動接地端子を付けるための適切な空間がなければならない。	
				11.6	11.6 ノイズイミュニティ用接地接続をもつ固定形コンセントは、接地刃受及び金属取付手段、又は設備の保護接地回路に接続する可能性のあるその他の露出導電部から電気的に分離した端子をもたなければならない。	
				箇条 12	箇条 12 端子及び終端 電線交換形固定形コンセント、電線交換形可搬形コンセント及び電線交換形プラグは、次のような構造のねじ式又はねじなし端子を備えなければならない。 外部銅導体用ねじ形端子 ー規定の公称断面積の銅導体を適切に接続ができる ー特別な準備なしで電線を接続ができる ー導体を金属面の間に確実に締め付けるような設計である、等 外部銅導体のねじなし形端子 ー規定の公称断面積の銅導体を適切に接続ができる ー特別な準備をせずに導体を接続ができる	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント―第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				箇条13  箇条14	<ul style="list-style-type: none"> <li>―接触圧で導体に過度の損傷を与えずに規定する導体を締め付けるような設計、等</li> <li>電線非交換形アクセサリは、はんだ付け、溶接、かしめ又は同様の効果的な接続部(終端)を備えなければならない。</li> <li>箇条13 固定形コンセントの構造 コンセントは、次のような構造でなければならない。</li> <li>―コンセントの刃受は、プラグピンに適切な接触圧を確保するのに十分な弾性をもつ</li> <li>―ねじなし端子をもつコンセントは、ねじなし端子の接続・取外し手段がボックス又は壁への施工中及び施工後に、導体によって動かされることのない構造</li> <li>―外部接地端子を備えた固定形コンセントは、接地極付きコンセント、等</li> <li>箇条14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 可搬形アクセサリのピン及び刃受は、次のような構造でなければならない。</li> <li>―回転を防ぐことができる</li> <li>―プラグを解体しなければ外せない、等</li> <li>可搬形コンセントの接地極、相極及び中性極の刃受は、次のような構造でなければならない。</li> <li>―回り止めのためのロックを設ける</li> </ul>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き					<p>ーコンセントを分解した後、工具を使用せずに外せない</p> <p>コンセントの刃受の組立品は、プラグピンへの適切な接触圧を確保するため、十分な弾性をもつ構造でなければならない。</p> <p>電線交換形可搬形アクセサリの外郭は、端子及びび可とうケーブル端を完全に覆うことができる構造でなければならない。</p> <p>電線交換形可搬形アクセサリは、次のような構造でなければならない。</p> <p>ー充電部相互間又は接地端子及び接地端子及び接地端子に接続する金属部との間を電氣的に接続するねじ又はナットが緩まず、かつ、その位置から落下しない設計</p> <p>ーコード止め又は少なくともその一部分は、プラグ又は可搬形コンセントと一体であるか又は構成部品の一つにしっかりと固定、等</p> <p>電線交換形可搬形アクセサリ及び電線非交換形の成形されていない可搬形アクセサリの場合、カバー、カバープレート又は感電防止のためのそれらの一部分は、工具を使用せずに取外しができてはならない。</p> <p>アクセサリ内部への接近を許すねじは、器体に固定してはならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				箇条 15 箇条 20 箇条 22 箇条 23 23.3	<p>プラグのかん合面は、プラグを通常使用状態に配線し組み立てたとき、ピン以外の突起部分をもってはならない。</p> <p>可搬形コンセントは、組み合わせたプラグとかん合せたときに、それらのかん合面の突起によって完全にかん合できないものであってはならない。</p> <p>箇条 15 インターロックされたコンセント</p> <p>スイッチでインターロックされているコンセントは、その刃受けが充電中は、プラグの挿入及び引抜きができてはならない。また、コンセントの刃受けは、プラグがほぼ完全にかん合するまでは充電されない構造でなければならない。</p> <p>箇条 20 開閉容量</p> <p>アクセサリは、十分な開閉容量をもっていなければならない。</p> <p>箇条 22 プラグを引き抜くために必要な力</p> <p>アクセサリの構造は、プラグの容易な挿入及び引抜きができ、また、通常の使用でプラグが抜け落ちないものでなければならない。</p> <p>箇条 23 可とうケーブル及びその接続</p> <p>23.3 電線非交換形プラグ及び電線非交換形可搬形コンセントは、該当する JIS 規格に適合する可とう電線を付けな</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				箇条 26 27.2	なければならない。 箇条 26 ねじ、通電部及び接続部 電氣的及び機械的接続として機能するねじ及びリベットは、緩み及び／又は回転を防ぐことができるようになっていなければならない。 箇条 27 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離 27.2 絶縁シーリングコンパウンドは、それが収まっている穴の表面からはみ出してはならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1 箇条 14 14.9	箇条 11 接地接続の手段 11.1 接地極付きアクセサリは、プラグの挿入時、プラグの通電部分が充電する前に接地接続を行う構造でなければならない。プラグを引き抜くとき、通電ピンは接地極が切れる前に分離しなければならない。 箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 14.9 接地極付き電線交換形可搬形アクセサリは、コード止めが効かなくなった場合、通電用導体の接続部が接地用導体の接続部よりも後に張力を受けるようにし、また、過度の張力がかかった場合、接地用導体は通電用導体が切れた後に切れるようでなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント―第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8	箇条 8 表示 次の事項を表示しなければならない。 －アクセサリには、定格電流、定格電圧等 －記号を使用するときは、規定の記号 －IP4X 又は IPX2 よりも高い IP コードのコンセントの主要部分を構成する露出取付ボックスの場合、IP コードは外郭の外側に表示 －中性専用極の端子には、記号 N、接地側極端子には、記号 N 又は W －特定の IP コードの埋込形及び半埋込形固定形の保護等級が、どの位置又はどのような準備によって保証されるかを、製造業者のカタログ若しくは取扱説明書で示すか、又は表示で示す	
				箇条 23 23.3	箇条 23 可とうケーブル及びその接続 23.3 接地コンタクトに接続する導体は、緑及び黄の組合せで識別しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 接地接続の手段	
				11.2	11.2 刃受は、銀めつきを施すか、又は腐食及び磨耗に対する抵抗が低下しない保護をもたなくてはならない。	
				箇条 12 12.2.4	箇条 12 端子及び終端 12.2.4 ねじ形端子は、耐腐食性でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				12.2.10	12.2.10 ねじ締め接地端子及び外部接地端子は、これらの部品相互間及び接地銅導体又はその他の金属との接触による腐食の危険があってはならない。	
				12.3.11	12.3.11 ねじなし端子は、通常の使用時に生じる電氣的及び熱的応力に耐えなければならない。	
				箇条 13	箇条 13 固定形コンセントの構造	
				13.2	13.2 コンセントの刃受及びピンは、腐食及び摩耗に耐えるものでなければならない。	
				13.16	13.16 IP コードをもつ露出形コンセントのふたのスプリングに対して、青銅又はステンレス鋼のような耐腐食性の材料でなければならない。	
				箇条 14	箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造	
				14.6	14.6 ピン及び刃受は、耐腐食性及び耐摩耗性がなければならない。	
				箇条 16	箇条 16 耐劣化性、外郭による保護及び耐湿性	
				16.1	16.1 耐劣化性 アクセサリは、耐劣化性がなければならない。	
				箇条 18	箇条 18 接地極の動作 接地極は、十分な接触圧をもち、通常の使用で劣化しないものでなければならない。	
				箇条 20	箇条 20 開閉容量	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				<p>耐久試験後、試験品は、その後の使用を損なうような損傷があつてはならない。また、ピンの挿入口は、この規格が要求する安全性を損なう損傷があつてはならない。</p> <p>箇条 21 通常操作 アクセサリは、過度の摩耗又は有害な影響がなく、通常使用で生じる機械的、電気的及び熱的ストレスに耐えるものでなければならない。</p> <p>箇条 23 可とうケーブル及びその接続 23.4 電線非交換形プラグ及び可搬形コンセントは、可とうケーブルがアクセサリに入る部分で、規定の曲げ試験に適合しなければならない。</p> <p>箇条 24 機械的強度 24.7 絶縁スリーブ付きプラグピンは、規定のピンこすり試験に適合しなければならない。</p> <p>箇条 26 ねじ、通電部及び接続部 26.1 通常の使用で起きる機械的ストレスで、ねじ接続がその後できなくなるような、ねじの破壊又はねじ頭の溝、ねじ山、ワッシャ若しくはあぶみ金の損傷があつてはならない。</p> <p>26.5 通電部は、それらの端子を含め、アクセサリに生じる条件下で、意図した使用に適切な耐腐食性をもつ金属製</p>		

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				26.6 箇条 29	でなければならない。 26.6 通常使用で滑り動作をする接点は、耐腐食性の金属製でなければならない。 箇条 29 耐腐食性 カバー及び露出形取付ボックスを含む鉄製の部分は、腐食に対して十分保護しなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.6 箇条 13 13.16 箇条 14 14.17 箇条 16 16.2	箇条 8 表示 8.6 IP4X 又は IPX2 よりも高い IP コードのコンセントの一部を構成する露出取付ボックスの場合、IP コードは外郭の外側に表示しなければならない。 箇条 13 固定形コンセントの構造 13.16 IP20 よりも高い IP コードをもつ露出形コンセントは、通常使用状態で電線管又は被覆ケーブルを取り付け、プラグをかん合せせない状態で、IP 分類に従わなければならない。 箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 14.17 IP20 よりも高い IP コードの可搬形アクセサリは、ケーブルが付く場合、IP 分類に従って覆われていなければならない。 箇条 16 耐劣化性、外郭による保護及び耐湿 16.2 外郭による保護	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				16.3	<p>外郭は、アクセサリの IP コードに従って、危険な部分への接近、固体の異物の有害な侵入及び水の有害な浸入に対する保護を備えなければならない。</p> <p>16.3 耐湿性 アクセサリは、通常使用において生じる湿気に耐えなければならない。</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.2 10.4 箇条 11 11.2 箇条 12 12.2.3 12.3.4 箇条 14 14.26A	箇条 10 感電に対する保護 10.2 アクセサリを通常の使用状態に取り付け、配線したときに可触となる部分は、絶縁材料でなければならない。 10.4 プラグの外部は絶縁材料製でなければならない。 箇条 11 接地接続の手段 11.2 刃受は、銀めっきを施すか、又は腐食及び磨耗に対する抵抗が低下しない保護をもたなくてはならない。 箇条 12 端子及び終端 12.2.3 ねじは、垂鉛又はアルミニウムのような柔らかい材料又は伸びがちな金属であってはならない。 12.3.4 ねじなし端子の主として通電する部分は、意図した使用に適切な特性の材料でなければならない。 箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 14.26A コンセントとの突合せ面に接するプラグ及びマルチタップの外表面であって、その栓刃に直接接する絶縁材料	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				<p>は、保証トラッキング指数が規定値以上でなければならない。</p> <p>箇条 23 可とうケーブル及びその接続</p> <p>23.4 23.4 電線非交換形プラグ及び可搬形コンセントにおいて、ケーブルがアクセサリに入る部分で、過度の曲げに対して保護される目的で付けられるガードは、絶縁材料でなければならない。</p> <p>箇条 25 耐熱性</p> <p>アクセサリ及び露出形取付ボックスは、耐熱性がなければならない。</p> <p>箇条 26 ねじ、通電部及び接続部</p> <p>26.5 26.5 機械的な摩耗を受ける通電部は、電気めっきした鋼製であってはならない。</p> <p>26.6 26.6 通常使用で滑り動作をする接点は、耐腐食性の金属製でなければならない。</p> <p>箇条 28 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>28.1 28.1 耐過熱性及び耐火性</p> <p>電氣的熱ストレスにさらされるおそれがある絶縁材料の部分及びその劣化がアクセサリの安全性を損なうおそれがある絶縁材料の部分は、異常な熱によって過度に影響さ</p>		

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				28.2  箇条 30	<p>れてはならない。</p> <p>28.2 耐トラッキング性</p> <p>IPX0 よりも高い IP コードのアクセサリの場合、充電部を所定の位置に保持する絶縁材料部分は、トラッキングに耐える材料でなければならない。</p> <p>箇条 30 絶縁スリーブ付きピンの追加試験</p> <p>ピンの絶縁スリーブの材料は、悪い接続状態に近接する条件で生じる高温、及び保守の特別条件である低温で起こり得るストレスに耐えなければならない。</p>	
第七条 第1号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>	<p>箇条 10</p> <p>10.1</p> <p>10.3</p> <p>10.5</p> <p>10.7</p>	<p>箇条 10 感電に対する保護</p> <p>10.1 かん合したときの固定形コンセント及びプラグ、並びに可搬形コンセントは、通常の使用状態に取付及び又は配線したとき、工具を使用せずに取り外せる部分を外した後も、充電部に接触できてはならない。</p> <p>10.3 他のピンに接触できる間は、プラグの一つのピンとコンセントの充電部受刃との間の接続ができてはならない。</p> <p>10.5 シャッタ付きコンセントは、プラグがかん合しない状態で規定のゲージが充電部に接触できてはならない。</p> <p>10.7 蓋付き又は蓋なしのコンセントは、通常の状態に取り付け、配線したとき、規定の試験ワイヤが、充電部に触</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き					れることができてはならない。	
				箇条 13	箇条 13 固定形コンセントの構造	
				13.7	13.7 感電から保護することを目的としたカバー、カバープレート又はそれらの部分は、2か所以上で所定の位置に固定しなければならない。	
				箇条 14	箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造	
				14.10	14.10 電線交換形可搬形アクセサリの端子及び電線非交換形可搬形アクセサリの終端は、アクセサリ内部の導体の緩みによる感電の危険がないように配置するか又は遮蔽しなければならない。	
				14.18	14.18 可搬形コンセントが、壁又は他の取付面からつす手段をもつ場合、つす手段が充電部に接触しない設計でなければならない。壁又は他の取付面からつす手段のための空間と充電部との間に開口部があつてはならない。	
				箇条 21	箇条 21 通常操作 シャッタ付きコンセントは、規定の力をゲージに加えたとき、ゲージは充電部に接触してはならない。	
				箇条 25	箇条 25 耐熱性	
				25.1	25.1 シーリングコンパウンドを用いている場合、規定の環境試験で、シーリングコンパウンドが充電部を露出するほど流れ出てはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				箇条 27  27.3	箇条 27 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離  27.3 露出形コンセントは、背面に裸の通電部があつてはならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 11  11.3   11.5	箇条 11 接地接続の手段  11.3 絶縁部が破壊した場合、充電部になるおそれがある接地極付きの固定形コンセントの可触金属部分は、接地端子に恒久的に確実に接続しなければならない。  11.5 接地端子とこれに接続する可触金属部との間は、低抵抗で接続しなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10  10.2.2   箇条 12  12.2.7   箇条 14	箇条 10 感電に対する保護  10.2.2 プラグを完全に挿入したとき、プラグの充電部ピンとコンセントの接地金属カバーとの間の沿面距離及び空間距離は、規定する値に適合しなければならない。  箇条 12 端子及び終端  12.2.7 2本又は3本の導体をまとめて差し込む端子は、許容される数の導体で規定の最小長さだけ端子の締付具に挿入し、既定の締付ねじ試験後、導体が締付ユニットから外れて、沿面距離及び空間距離が規定する値よりも小さくなつてはならない。  箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				14.11 箇条 17 箇条 27 27.1 附属書 A A.4	14.11 電線交換形可搬形アクセサリのコード止めの金属部は、締付ねじを含み、接地回路から絶縁しなければならない。 箇条 17 絶縁抵抗及び耐電圧 アクセサリの絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。 箇条 27 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離 27.1 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は、規定する値未満であってはならない。 附属書 A 工場で配線される可搬形アクセサリの安全に関する日常試験（感電防止及び正しい極性） A.4 短絡・誤接続、及び相線（L）又は中性線（N）と接地との間の沿面距離及び空間距離の減少 プラグは、規定の耐電圧試験に適合しなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 箇条 21	箇条 20 開閉容量 アクセサリは、規定の開閉試験中に持続アークが起きてはならない。 箇条 21 通常操作 プラグ及びコンセントの規定の挿入及び引抜動作試験で、	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				箇条 28  28.1	持続アークが発生してはならない。 箇条 28 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性 28.1 耐過熱性及び耐火性 電氣的熱ストレスにさらされるおそれがある絶縁材料の部分及びその劣化がアクセサリの安全性を損なうおそれがある絶縁材料の部分は、異常な熱及び火災によって過度に影響されてはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.23.1  箇条 19 19.3	箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 14.23.1 規定の試験で、機器のプラグのピンの温度上昇は、規定値を超えてはならない。 箇条 19 温度上昇 19.3 組み込んでいる要素をもつ可搬形コンセント及び電線交換形プラグの可触金属部品及び可触非金属部品の最大温度上昇は、規定値を超えてはならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.19  箇条 14 14.3	箇条 13 固定形コンセントの構造 13.19 接地回路の金属片は、電源線の絶縁体を損傷するばりがあつてはならない。 箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 14.3 可搬形アクセサリのプラグのピンの全ての露出表面は、対応するコンセントの刃受又はシャッタに損害又は過	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				箇条 23 23.1	剩摩耗を引き起こすようなばり又はとがった角及びその他ののでこぼこものがなく滑らかでなければならない。 箇条 23 可とうケーブル及びその接続 23.1 電線交換形プラグ及び電線交換形可搬形コンセントは、端子又は永久固定用端子に導体を接続するときに導体のねじりを含む張力を解放するようなコード止めを付け、カバーとこすれることから保護しなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.6 箇条 12 12.2.3 箇条 13 13.3 13.4 13.13	箇条 10 感電に対する保護 10.6 コンセントに接地極が付いている場合、プラグに規定の力で挿入することによって安全性が損なわれるほどコンセントは変形してはならない。 箇条 12 端子及び終端 12.2.3 ねじ形端子の導体を締め付けるねじ及びナットは、十分な機械的強度をもっていなければならない。 箇条 13 固定形コンセントの構造 13.3 絶縁内張、隔壁などがある場合、適切な機械的強度をもっていなければならない。 13.4 ねじなし端子をもつコンセントは、導体の規定の引張り試験で、導体はねじなし端子から抜けてはならない。 13.13 露出形コンセントの取付プレートは、適切な機械的強度をもたなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				13.14	13.14 コンセントは、挿入する器具で加えられる横方向の張力に耐えなければならない。	
				13.17	13.17 接地ピンは、適切な機械的強度をもたなければならない。	
				13.22	13.22 挿入口のメンブレン（グロメットを含む）は、規定の荷重試験に耐えなければならない。	
				箇条 14	箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造	
				14.2	14.2 可搬形アクセサリのピンは、適切な機械的強度をもたなければならない。	
				14.25	14.25 可搬形アクセサリの挿入口のメンブレンは、規定の荷重試験に耐えなければならない。	
				箇条 21	箇条 21 通常操作 プラグ及びコンセントの規定の挿入及び引抜動作試験で、適正な操作を損なうピン挿入口の損傷が生じてはならない。	
				箇条 23	箇条 23 可とうケーブル及びその接続	
				23.2	23.2 電線非交換形アクセサリ及び電線交換形アクセサリのコード止めは、規定の引っ張り試験に耐えなければならない。	
				箇条 24	箇条 24 機械的強度 アクセサリ、露出形取付ボックス、ねじ付きグラウンド及び	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き					覆いは、取付中及び使用中に加わるストレスに耐えるため、規定の衝撃試験、落下試験、加圧試験、固定部トルク試験、ピン引っ張り試験、かん合面引っ張り試験等に耐えなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 アクセサリ及び露出形取付アクセサリのボックスは、通常の使用時にその性能が信頼でき、危険を許容できるレベルに引き下げることによって、安全性を達成するように設計し、組み立てなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 アクセサリ及び露出形取付アクセサリのボックスは、通常の使用時にその性能が信頼でき、危険を許容できるレベルに引き下げることによって、安全性を達成するように設計し、組み立てなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるお

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き						それがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.2  箇条 12 12.2.1  12.3.2	箇条 11 接地接続の手段 11.2 外部接地端子及び電線交換形アクセサリの接地端子は、規定の寸法の電線を適切に接続ができるものでなければならない。 電線交換形アクセサリの接地端子のサイズは、対応する電源供給導体用端子と同じでなければならない。 箇条 12 端子及び終端 12.2.1 アクセサリは、規定の公称断面積をもった銅導体が適切に接続できる端子を備えなければならない。 12.3.2 ねじなし端子は、規定の公称断面積をもつ非可とう及び可とう銅導体の適切な接続ができるものでなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	条続き					が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55001 の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.4 8.5 8.6 8.8 箇条 25 25.1	箇条 8 表示 8.4 プラグ及び可搬形コンセントについて、規定の表示は、アクセサリを組み立てて配線した後も容易に識別できなければならない。 8.5 保護導体の接続用の接地端子及び外部接地端子の記号は、ねじ又は容易に取り外せる部品に付けてはならない。 8.6 特定の IP コードは、コンセントを通常の使用状態に施工し、配線するときに容易に識別できるよう、外郭の外側に表示しなければならない。 8.8 表示は、耐久性があり、容易に判読できなければならない。 箇条 25 耐熱性 25.1 規定の環境試験後、表示は判読できなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1:2019

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 続き		示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				